

徳島県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

花園土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	桂 慎一		徳島市国府町花園三四三
同	簀手 清		同 五二九
同	松内 豊次		同 四八七
同	盛 孝良		同 五〇一
同	盛 正卓		同 五〇四
同	簀手 榮		同 四二
同	杉本 弘一		同 三二四
同	野々瀬 英子		同 一七八
同	中川 利子		同 一六八
同	盛 誠次		同 五〇六
同		園 秀樹	同 五三一
同		簀手 茂	同 一九
同		岩崎 滋則	同 三
同		野々瀬 健二郎	同 五三五
同		本田 良枝	同 五二四
同		野口 芳久	同 四六二
同		笹田 幸栄	同 四九四
同		杉本 賢一	同 三五
同		杉本 敏則	同 二四二
同		小林 玉枝	同 一六二
監事	増村 成美		同 東高輪三三七
同	川上 孝司		同 一八八
同		鎌田 重幸	同 二〇五
同		鎌田 恭男	同 二五〇